

消防団情報閲覧コーナー掲載情報

令和4年4月1日現在

都道府県名	佐賀県	所在地	〒 849-1312				
市区町村名	鹿島市		佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1				
消防団名	鹿島市消防団						
消防団事務所管	鹿島市役所総務課防災係						
電話番号（直通）	0954-63-2112	FAX	0954-63-2129				
分団数	6 分団	定員	670	名	機能別団員数	0	名
		実員	661	名	女性団員数	15	名
メールアドレス	soumuka@city.saga-kashima.lg.jp						
ホームページ URL							
SNS アカウント							

■活動状況（平時・災害時）

平時	消防各種訓練や、消防車両・資機材の点検など
災害時	火災時の消火活動や、風水害時における水防防災活動など

■消防団への入団条件・方法、入団の促進・PR等

入団条件	鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第4条第2項の規定により、団長以外の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命することになっております。 (1) 鹿島市内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者
方法	消防団への入団相談については、お近くの消防団詰所又は市役所総務課までお問い合わせください。 あなたのお力を是非地域消防力の向上のためにお貸しください。ご連絡お待ちしております。

■機関誌「日本消防」への掲載状況（過去5年以内に掲載されたもの）

掲載状況	
------	--

■その他の活動情報、取り組み等(年間行事、活動写真、入団の促進、PR等がありましたら自由に記載してください)

様式1



消防団の組織概要

令和4年4月1日現在

都道府県名	佐賀県	所在地	〒849-1312		
市町村名	鹿島市		佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1		
消防団事務所管	鹿島市役所 総務部 総務課 防災係	電話番号(直通)	0954-63-2112	FAX	0954-63-2129
消防団名	鹿島市消防団	メールアドレス	soumuka@cityy.saga-kashima.lg.jp		

組織	分団数	6	分団	ホームページURL	
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	0	隊		
	部数	32	部	消防団活動事例・PR等	鹿島市消防団の活動の一部を紹介します。
班数	27	班			
団員数	条例定数	670	人	 <p>●令和4年度 鹿島市消防団入退団式 令和4年4月3日(日曜) エイブルホール 新入団39名を新たに迎え、団長以下多くの団員が入退団式に参加しました。火災や風水害に対する地域防災力の要として、ますます消防団の重要性が高まってきており、今年の入退団式では、団役員はじめ、これからの消防団活動に対して決意を新たにしています。</p>	
	実員数	661	人		
	男性団員数	646	人		
	女性団員数	15	人		
	基本団員数	661	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	0	人		
職業構成別団員数	国家公務員	1	人	 <p>●令和4年 鹿島市消防団出初め式 令和4年1月8日(土曜) 中川グラウンド コロナ禍で消防団活動が制限される中、久しぶりに全団員が一堂に会し、恒例の消防団出初め式を開催しました。当日は、消防署員も参加、消防団に配備する全ての消防車両披露の他、ラッパ吹奏に合わせた分列行進、祝賀放水などの催しも執り行われ、参加した団員はじめ、来賓や観覧した市民の前で、現在の市内消防力の確認ができました。</p>	
	地方公務員	60	人		
	都道府県職員	14	人		
	市区町村等職員	46	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員	30	人		
	農協職員	22	人		
	日本郵政グループ	9	人		
その他	561	人			
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	0	台	 <p>●鹿島市消防団では、他にも以下のような消防団活動を行っています。</p>	
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台		
	小型動力ポンプ付積載車	31	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	13	台		
	手引き動力ポンプ	0	台		
年額報酬	報酬額(階級:団員)	年額	16,000	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
出動報酬	火災	0	円	 <p>4月 新入団員・班長以上幹部訓練</p>  <p>5月～6月 水防訓練</p>  <p>1月 文化財防火訓練</p>  <p>消防団操法大会への参加</p>	
	風水害等の災害	0	円		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もともと、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。